

【輸入通関】-加工または修繕のために輸出された貨物の減税・免税 FedExでの取り扱い

Article 本文：

加工または修繕のために日本から輸出され、原則としてその輸出許可の日から1年以内に輸入される貨物につき、法令に規定された範囲で関税、消費税の軽減・免除を受けることができる制度があります。

この制度を適用する為には、輸出される際に通常の輸出手続きのほか、加工修繕のために輸出されるものである事並びに輸入の予定時期、予定地について税関に確認を受け、加工または修繕後に再輸入する際に、税関に必要書類を提出する必要がある場合がございます。

加工のためのものについては、その加工が日本では困難と認められるものに限定されています。

弊社では輸出入共にこの減税・免税に関するサービスを行っておりません。

加工または修繕のために輸出された貨物の減税・免税をご希望の場合には、ご出荷時にフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・オプション(BS0)をご選択いただき、減税・免税手続きが可能な通関業者様をご指定下さい。

参考資料・情報リンク

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

修理のため貨物を輸出する際の税関手続（カスタムスアンサー）

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5005_jr.htm

JETRO（日本貿易振興機構）ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/>

MIPRO（般財団法人 対日貿易投資交流促進協会）ホームページ

<https://www.mipro.or.jp/>